

令和7年度における教育委員会及び学校での取組状況

1. 学校いじめ防止基本方針の日常的な点検と全教職員による取組の徹底

【要約版：提言 1(1)、4(1)(2)、6(2)】

1-1. 学校いじめ防止基本方針の点検と見直しの実施

- 教育委員会において、全教職員の共通理解のもと、各学校が学校いじめ防止基本方針に基づきいじめ問題に対して組織的に対応できるよう年3回の定例巡回訪問等を通じた指導及び支援
- 各学校において、校内研修の一環として、その学校の実情に応じ迅速かつ適切に対応できるよう、4月に学校いじめ防止基本方針を確認し、基本的な方向性と取組について点検を行うとともに必要に応じて見直しを実施

1-2. 教職員等の意識の向上に向けた啓発活動の実施

- 教育委員会において、子どもの最善の利益、子どもの権利の理解及び救済制度の趣旨や役割について教育行政全体で共通理解を図るため、教育委員会事務局職員を対象とした研修を実施するとともに、学校現場において適切な対応や制度活用がなされるよう、全教職員を対象とした救済委員会による「子どもの権利」研修等の教職員研修実施
- 教育委員会において、教職員のいじめ理解の推進、意識向上に向けた啓発活動の一助とするため、全教職員へ向けてデジタルリーフレットを配信。また、保護者等へ向けても、家庭における子どもとの関わり方や学校教育の情報発信としてデジタルリーフレットを配信

2. 教職員の指導力向上【要約版：提言 2、3(2)、4(1)、5(1)(2)】

2-1. 「子ども理解研修」の実施

- 教育委員会において、「子どもの権利に関する条例」を有する泉南市の職員として、子どもの背景や言動の裏にある思いを効果的にキャッチする大切さを学ぶため、保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校の教職員、市職員等を対象として「子ども理解研修」を実施

2-2. スクールロイヤー等による「生徒指導事案研修」の実施

- 各学校において、子ども同士のトラブル、いじめ、虐待、事故など学校で発生した様々な問題に対して適切に対応できるよう、法令に基づく助言や指導を行うスクールロイヤー（SL）、そして子どもの家庭環境等を把握し、関係機関と調整して福祉的なアプローチで支援するスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（SSWSV）による「生徒指導事案研修」を実施

2-3. 「SOS の出し方教育」を推進する人材の育成

- 教育委員会において、子どもが社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法など、こころの健康について考えるための教育「SOS の出し方教育」の推進に向け、主体的に子どもに働きかける人材を育成するため、教職員を対象とした、大阪府こころの健康総合センターによる

SOS の受け取り方研修を実施

2-4.いじめに関する校内研修等の実施

- 各学校において、法令に沿った認知と組織的な対応の在り方について再確認し、校内で共通認識を持ったうえで教育活動に取り組むため、また学校の問題点も踏まえながら再発防止に向けた取組を専門的な観点から学ぶため、各学校においてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）による校内研修を実施

2-5.弁護士による「いじめ予防出張授業」の実施

- 各学校において、いじめは人権侵害であり、いじめは誰でも被害者、誰でも加害者になりうること、そして傍観しているだけでも人を傷つける可能性があることに気づき、その上でいじめを予防するために自分に何ができるのかを子どもたちに考えてもらうための取組や、スクールロイヤー等弁護士による「いじめ予防出張授業」を実施し、授業終了後、担当弁護士と教職員で意見交換を実施

2-6. ガイドブックやワークシート等を活用した不祥事未然防止研修の実施

- 教育委員会において、子どもの権利の視点から、不祥事を未然防止するために、校園長会等を通じて、大阪府教育委員会等が作成したガイドブックやチェックシートなどの資料を周知するとともに、各学校で教職員が自身の指導をふりかえる機会を設けるよう指導
- 各学校において、大阪府教育委員会等が作成したガイドブックやチェックシートなどの資料をもとに教職員の不祥事の未然防止につながる研修を実施

3. いじめ防止、自殺予防に関する教育の取組【要約版：提言 1(2)、5(2)】

3-1. 「SOS の出し方教育」の推進

- 各学校において、いじめの防止や自殺予防をねらいに、児童生徒の発達段階に応じた「いのちの学習」や、スクールカウンセラー（SC）や保健センター職員と教員による実際の事例や動画等をもとに、児童生徒たちが考えを出し合ったり、ロールプレイを行う「SOS の出し方」学習を3校で実施予定

3-2. 弁護士による「いじめ予防出張授業」の実施（再掲）

- 各学校において、いじめは人権侵害であり、いじめは誰でも被害者、誰でも加害者になりうること、そして傍観しているだけでも人を傷つける可能性があることに気づき、その上でいじめを予防するために自分に何ができるのかを子どもたちに考えてもらうための取組や、スクールロイヤー等弁護士による「いじめ予防出張授業」を実施し、授業終了後、担当弁護士と教職員で意見交換を実施

3-3. 子どもの自尊感情を高める取組

- 各学校と教育委員会が連携して、泉南市のめざす子どもの姿を子どもたち自身の言葉で表現した「泉南っ子日本一宣言」を軸に、児童会生徒会のつながりを充実させる取組を推進するとともに、子

どもたちが自尊感情を高め、他者を認め合う取組の一環として「KIRAMEKI☆SUTEKI 泉南っ子」事業を実施

- 各学校において、一人ひとりを尊重することや人とのつながりなど、普遍的な人権の課題について学ぶワークショップを実施し、「まわりの人に自分の気持ちや考えを伝えることは大切だと思う」等の肯定的回答率が向上

4. いじめ、問題行動、不登校への組織的な対応に向けた体制の強化

【要約版：提言 4(4)、5(1)、6(2)】

4-1. スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの継続配置

- 教育委員会において、学校の教育相談体制として、生徒指導上の課題に適切かつ迅速に対応するため、社会福祉等の専門的な知識等を用いて、子どものおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）や、子どもの心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言、援助等を行うスクールカウンセラー（SC）を継続配置

4-2. せんなん子ども相談フォームの実施

- 教育委員会において、子どもたちが悩みを一人で抱え込むことなく、いつでも希望する相手に相談ができるようにするため、子どもたちが学校で使っているタブレット端末に子ども一人一人が個別相談できるシステム「せんなん子ども相談フォーム」を令和6年7月から実施
(令和7年4月～12月までの相談件数：92件)

4-3. 泉南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定

- 教育委員会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制の構築も含めた泉南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定
- 教育委員会において、泉南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を総合教育会議に報告するとともに、業務量管理・健康措置などの取組について、市長部局との連携や適切な役割分担を検討

5. 児童生徒理解に基づく、きめ細やかな支援体制づくり

【要約版：提言 4(1)(4)、5(1)、6(2)(3)】

5-1. 校内教育支援ルームの充実

- 教育委員会において、学校の様々な場面で子ども一人一人のニーズに応じた支援を行う校内教育支援員を3名増員することにより、全小中学校への配置を実現し、学習面や心理面において子どもを個別に支援する体制を充実
- 各学校において、教室に入りづらいと感じている子どもの「心の居場所」として、保健室や空き教室を利用して「校内教育支援ルーム」を開設

5-2.「子ども理解研修」の実施（再掲）

■教育委員会において、「子どもの権利に関する条例」を有する泉南市の職員として、子どもの背景や言動の裏にある思いを効果的にキャッチする大切さを学ぶため、保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校の教職員、市職員等を対象として「子ども理解研修」を実施

5-3.スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの継続配置（再掲）

■教育委員会において、学校の教育相談体制として、生徒指導上の課題に適切かつ迅速に対応するため、社会福祉等の専門的な知識等を用いて、子どものおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）や、子どもの心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言、援助等を行うスクールカウンセラー（SC）を継続配置

5-4.泉南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定（再掲）

■教育委員会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制の構築も含めた泉南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定

■教育委員会において、泉南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を総合教育会議に報告するとともに、業務量管理・健康措置などの取組について、市長部局との連携や適切な役割分担を検討

5-5. 泉南市子どもの権利救済委員会を共同設置

■教育委員会において市長との共同附属機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」を設置し、学校や家庭、地域等における子どもの権利侵害に対し、第三者的立場から相談・調整・救済を行う体制を整備

●各校において、子ども政策課が実施する子どもの権利に関する啓発活動に参画し、子ども自身が相談することは自らの権利であると理解し、安心して声を上げることができるよう、子どもに対する周知・理解の促進を実施

[参考]令和8年度の新規・拡充事業（予定）

所管課	事業概要
指導課	教育支援センターにおける相談体制の充実 学校におけるスクールカウンセラー（SC）への相談体制の強化充実